

平成28年度 関東女子倶楽部対抗静岡会場予選競技 組み合わせ及びスタート時間表

(参加者 9倶楽部・54名)

期日：5月31日(火)

場所：浜松シーサイドゴルフクラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	佐藤 さゆり	富士箱根	鳥居 明子	ギャツビイ	水谷 博子	富士宮		
2	8:09	山口 加津子	裾野	伊藤 マリ子	富士御殿場	実方 久美子	富士		
3	8:18	倉田 友里	東名	尾崎 静江	沼津	平野 範子	浜松シーサイド	武村 亜希子	富士箱根
4	8:27	入野 己弥代	富士宮	森 澄子	富士御殿場	石井 紀江	東名	渡辺 雅代	浜松シーサイド
5	8:36	松尾 律子	ギャツビイ	上野 美恵子	裾野	松原 元美	富士	中澤 寛子	沼津
6	8:45	杉山 直美	富士箱根	須田 由美	ギャツビイ	塚本 晶子	裾野	青木 理恵	東名
7	8:54	堀田 逸子	富士御殿場	細野 ハヅ季	沼津	鎌田 清美	富士宮	阿部 木綿子	富士
8	9:03	三橋 京子	浜松シーサイド	岩崎 志保	富士箱根	平林 春芳	富士御殿場	新村 由紀	東名
9	9:12	星 玲子	富士	高山 久美子	ギャツビイ	金森 和子	富士宮	大高 尚美	浜松シーサイド
10	9:21	角田 留美	沼津	澤上 敬子	裾野	唐仁原 純子	富士箱根	巡 和子	富士
11	9:30	滝口 正子	ギャツビイ	徳留 康子	東名	降旗 明日香	沼津	久保 たま代	富士宮
12	9:39	豊島 絵里子	裾野	高柳 琴美	浜松シーサイド	堂嶋 智子	富士御殿場	早稲田 昭子	富士箱根
13	9:48	山本 美和	東名	崎田 美香	富士宮	浅野 みゆき	沼津	持田 裕子	ギャツビイ
14	9:57	曾布川 芳子	浜松シーサイド	内田 まゆみ	裾野	高瀬 樹菜	富士御殿場	山岡 優子	富士

競技委員長 児島幸雄

平成 28 年度 関東女子倶楽部対抗静岡会場予選競技

開催日 : 5月31日(火)

開催コース : 浜松シーサイドゴルフクラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2打」とする。

ローカルルール

- アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
- 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
- 動かさない障害物(規則 24-2)
 - 排水溝
 - 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
 - 障害物によって囲まれた花壇
- コースと不可分の部分
ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	470	283	313	126	308	275	295	133	418	2621
Par	5	4	4	3	4	4	4	3	5	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
310	151	313	288	327	413	274	135	507	2718	5339
4	3	4	4	4	5	4	3	5	36	72

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. 移動

『付属規則 I(B)8 移動』を適用する(ゴルフ規則 183 ページ参照)。ただし、キャディーには適用しない。

9. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外にもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 4 コイン(120 球)を限度とする。

競技委員長 児島幸雄